

○愛知淑徳大学留学生派遣規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知淑徳大学の学部及び大学院の正規の課程に在籍する学生(以下「学生」という。)の海外留学派遣に関して必要な事項を定めるものとする。

(留学の種別)

第2条 この規程における「留学」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 交換留学 本学と交流協定を締結している大学等への単位互換を伴う留学
- (2) 単位修得留学 単位修得を目的とした留学
- (3) 複数学位取得プログラム 海外の大学との交流協定に基づき、学生が本学に在籍したまま所定の要件を満たせば留学先の大学の学位も取得することが可能な留学
- (4) 長期海外履修制度による海外留学
長期海外履修制度による学部・研究科開設科目履修留学

(資格)

第3条 留学の出願をする学生は、次に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 留学の目的及び計画が適切であること。
- (2) 留学に対する適性があること。

(出願手続)

第4条 留学の出願をしようとする学生は、予め在籍する学部又は大学院研究科の関係教員(学科、専攻主任並びにアドバイザー及び教務委員)の承認を得たうえ、愛知淑徳大学国際交流委員会(以下「委員会」という。)に出願書類を提出しなければならない。

2 第2条第4号による留学については学部・研究科の定めるところによる。

(認定)

第5条 委員会は、留学の出願があった学生について、出願書類及び留学生試験の結果に基づき審査を行い、留学生として認定すべき者について原案を作成する。

2 前項の委員会原案に基づき、関係する教授会又は大学院研究科委員会は、審議を

行い、留学生としての認定を行う。

3 第2条第4号による留学については学部・研究科の定めるところによる。

(許可)

第6条 学長は、前条の規定により留学生として認定された者に対し留学を許可する。

(留学期間)

第7条 留学期間は修業年限内とし、その通算期間が2年を越えることはできない。

2 第2条第1号による留学期間は、通算で1年以内とする。

3 第2条第2号による留学期間は、通算で1年以内とする。

4 第2条第3号による留学期間は、2年とする。ただし、留学期間の延長については、複数学位取得プログラム実施に関する細則の定めるところによる。

5 第2条第4号による留学期間は、通算で1年以内とする。

(学納金)

第8条 第6条の規定による留学の許可を得た学生（以下「留学生」という。）は、留学期間中も学納金を納入しなければならない。

(留学の中断・中途帰国)

第9条 留学期間中に留学を中断して途中帰国することはできない。ただし、次の各号の一に該当するとき、学長は主催部局長の要請に基づき、留学の中断・途中帰国を認めることができる。

(1) 留学生の国・地域における治安の急速な悪化や災害、騒乱、感染の拡大、その他の緊急事態が発生または発生の可能性が高まっており、留学の継続に著しい危険が伴うと判断される場合。

(2) 留学先の大学等の諸事情により、留学の継続が著しく困難であると判断される場合。

(3) 本学の諸事情により、留学の継続が著しく困難であると判断される場合。

(4) 留学生の個人的事由（病気・怪我・犯罪等）により、留学の継続が著しく困難であると判断される場合。

2 主催部局による留学の中断・途中帰国の判断は、「愛知淑徳大学海外危機管理内規」の定めるところによる。

3 留学の中断・途中帰国後の本学の授業科目の履修については、「愛知淑徳大学履修及び試験規程」の定めるところによる。

(海外留学帰国報告書)

第10条 留学生は、留学を終えて帰国したときには直ちに海外留学帰国報告書を国

際交流センターに提出しなければならない。

2 第2条第4号による留学については科目担当者に提出しなければならない。

(単位の認定)

第11条 留学生が留学中に履修した授業科目の単位認定を受けようとするときには、留学修了後1ヶ月以内に次の書類を長久手キャンパスにあつては教務事務室、星が丘キャンパスにあつては教学事務室に提出しなければならない。

(1) 単位認定申請書

(2) 留学先大学の成績証明書(official transcript)

(3) 留学先大学の授業概要(syllabus)のほか、単位認定申請に必要な資料

2 認定することのできる単位数は、学部においては60単位(ただし、半期ごとの最大単位数は、各学部の定める履修登録単位数の上限の範囲内とする)、大学院においては15単位を限度とする。この場合において、学部においては大学学則第33条第4項及び第34条第3項を、大学院学則においては第29条及び第30条第2項の規定を適用する。

3 第2条第4号による留学については学部・研究科の定めるところによる。

(単位の認定)

第12条 前条の単位認定は、関係する教授会又は大学院研究科委員会が行う。

2 第2条第4号による留学については科目担当者が行う。

(改正)

第13条 この規程の改正は、委員会の発議に基づき大学協議会の議により行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員会が定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成8年8月1日から施行する。

2 愛知淑徳大学留学生派遣規程(昭和63年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。